

政令第 号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「牛」の下に「、馬（農林水産大臣が指定するものを除く。）」を加え、「しか」を「鹿」に改め、同条第三号中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同条第四号中「にっこういわな」を「にっこういわな」に改める。

附 則

この政令は、令和二年十二月一日から施行する。